

第1部 公務災害補償制度の概要

第1 地方公務員災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この制度は、一般の労働者における労働者災害補償保険制度とも均衡が図られたものであり、特徴としては次の点があげられます。

1 使用者の無過失責任主義

公務上の災害について、使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生します。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることと、この点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配管理下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

2 請求主義

補償は被災職員又はその遺族からの請求に基づいて行われます（傷病補償年金を除く）。これは、被災職員の所属する地方公共団体等の任命権者とは別の機関である地方公務員災害補償基金（第2参照）が、災害の補償を行うためです。

3 補償の対象等

補償の対象は、身体上の損害に限られ、物的、精神的損害は含まれません。また、原則として、実損害の補償ではなく、定型的・定率的補償が行われます。

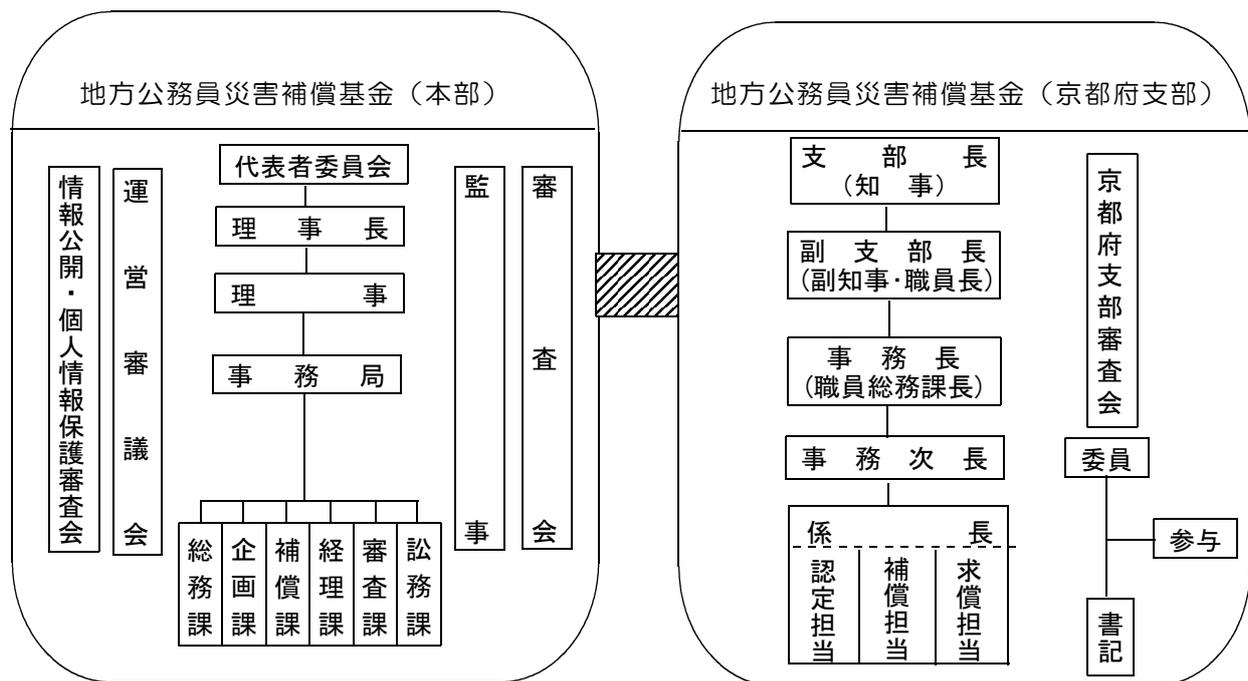
第2 地方公務員災害補償基金とは

地方公務員災害補償基金は、地方公務員災害補償法によって設置された法人で、職員（常勤の地方公務員）が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、被災職員の属する地方公共団体等に代わって補償の実施に当たる専門的機関です。（基金は、平成15年10月、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、いわゆる地方共同法人として新たにスタートしました。）

基金は、本部と支部によって構成されており、本部は東京都に、支部は各都道府県及び各指定都市に置かれています。

公務災害・通勤災害の認定、各種補償の決定及びその支払い等の具体的事務処理は、原則としてそれぞれの支部で行い、基金の活動や補償の実施に必要な財源は各地方公共団体等からの負担金で賄われています。

第3 地方公務員災害補償基金組織図



所在地

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階
電話 (03) 5210-1341 (代)

所在地

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府職員総務課内
電話 (075) 431-4216 (直通)

第4 災害補償制度の適用関係

地方公務員災害補償基金が補償を行うのは、常勤の地方公務員等及び常勤の地方公務員に準ずる非常勤の職員の災害です。具体的には次のとおりです。

1 常勤職員

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員
- (2) 一般地方独立行政法人の役員（地方独立行政法人法第12条に規定する役員をいう。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち常時勤務することを要する者

2 非常勤職員のうち次の(1)又は(2)に該当する者

- (1) 再任用短時間勤務職員
地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者
- (2) 常勤的非常勤職員
 - ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日（昭和63年4月1日前の期間については22日、昭和63年4月1日から平成4年5月1日前の期間については20日）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
 - ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日（当該一般地方独立行政法人における労働協約、就業規則その他の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

これら関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめてみると、次のとおりです。

区分	身分		地方公務員				非公務員		
	所属		地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人		
	職種		一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員	
常勤職員	全職員		地方公務員災害補償法						
非常勤職員	再任用短時間勤務職員		地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法				
	常勤的非常勤職員		地方公務員災害補償法						
	臨時職員等	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者 〔労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者〕	地方公務員災害補償法に基づく条例			労働者災害補償保険法			
		水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法 〔労働者災害補償保険法の対象とならない場合には条例〕			〔使用者たる役員については地方独立行政法人が定める〕		〔使用者たる役員については地方独立行政法人が定める〕	
	職員	消防団員・水防団員			消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律				
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師			公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労働者災害補償保険法	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労働者災害補償保険法			

(注1) 実施機関は次のとおり

○地方公務員災害補償法（条例を除く。）…地方公務員災害補償基金

○労働者災害補償保険法…国（厚生労働省所管）

○地方独立行政法人の使用者たる役員…当該地方独立行政法人

○その他…地方公共団体

(注2) 臨時職員等には、地方公務員法第22条第2項の規定により任用された職員含む。

第5 費用の負担

基金の業務に要する費用は、各地方公共団体等からの負担金によって賄われます。この負担金は、地方公共団体等ごとに教育職員、警察職員、消防職員、清掃職員、その他の職員等の職員の区分ごとの給与の総額（退職手当、子ども手当を除く。）に、補償に要する費用その他の事情を考慮した負担金率を乗じて算出することになっています。

負担金は、毎年度当初に概算負担金として基金へ納付し、翌年度に確定負担金を算出し、9月末までに精算をしています。負担金の納入については、その都度支部から通知をしますので、それによって納入事務を進めてください。

なお、京都府知事部局等、教育委員会、警察本部については、平成22年度（概算負担金）からメリット制が適用されることとなり、平成29年度の負担金率は以下のとおりとなりました。

メリット制とは「団体の災害防止の努力促進」及び「団体間の負担と給付の格差是正」を目的に、団体間共通であった負担金率を、「各団体等の過去3年間の収支率（給付／負担）の多寡」により増減させる制度であり、労災では、昭和20年代に事業所単位で導入されております。

各任命権者においては、給付費が増えるほど負担金額が増加することとなり、公務災害防止に向けた努力が一層求められます。

職員の範囲及び平成29年度負担金率（普通補償経理）

職員の範囲 ・負担金率 職員の区分	職員の範囲	負担金率 (メリット制適用)	負担金率 (メリット制適用外)
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの	$\frac{0.765}{1,000}$	$\frac{0.90}{1,000}$
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員	$\frac{1.102}{1,000}$	$\frac{1.16}{1,000}$
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	$\frac{3.16}{1,000}$	$\frac{3.16}{1,000}$
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに消防団員		$\frac{2.33}{1,000}$
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員	$\frac{1.6575}{1,000}$	$\frac{1.95}{1,000}$
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員		$\frac{1.86}{1,000}$
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員		$\frac{3.43}{1,000}$
船員	船員法第1条に規定する船員である職員		$\frac{3.77}{1,000}$
その他の職員	上記に掲げる職員以外のすべての職員	$\frac{1.308}{1,000}$	$\frac{1.09}{1,000}$

(注) 特別補償経理の負担金率は略

(平成29年4月1日時点)

第6 補償及び福祉事業の種類と内容

1 補償の種類と内容

基金が行う補償の種類、事由及び内容は次表のとおりです。

補償の種類	補償事由	補償の内容
(1) 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである（療養上相当と認められるものに限る。）。 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送
(2) 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘禁若しくは収容されている者には行わない。
(3) 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が規則別表第2で定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。
(4) 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき規則別表第3に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給する。 なお、当該年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給することとされている（ 障害補償年金前払一時金 ）。 また、当該年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われた当該年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときは、その遺族に対し、その差額を支給することとされている（ 障害補償年金差額一時金 ）。
(5) 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、総務省令で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給する。
(6) 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	① 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60才以上のもの（一定の障害の状態にあるものを除く。））で、職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。 なお、当該年金の受給権者が申し出たときは、

補償の種類	補償事由	補償の内容	
		以後その者が受けることのできる年金の一部を前払一時金として支給することとされている（遺族補償年金前払一時金）。 ② 遺族補償一時金 ①に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 なお、遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、②の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記②の者に支給することとされている。	
(7) 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であって社会通念上葬祭を行うと見られる者（現実に葬祭を行った者があるときはその者）に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた金額（この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額）を支給する。	
船員の特例	(8) 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間（1月を超えるときは、1月間）支給する。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている者には行わない。
	(9) 行方不明補償	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間（3月を超えるときは、3月間）1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。

2 福祉事業の種類と内容

福祉事業は、権利としての性格は有していませんが、補償を補完するための施策ないし措置として給付されるものです。福祉事業の種類及び内容は次表のとおりです。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
(1) 外科後処置	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
(2) 補装具の支給	規則別表第3に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
(3) リハビリテーション	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
(4) アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有する者、その他理事長が定める特定の傷病を有する者が円滑な社会生活を営むことができるよう、一定範囲の処置等を行う。
(5) 休業援護金	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、原則として給与額の20/100を支給する。
(6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、または介護等の供与に必要な費用を支給する。
(7) 奨学援護金	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で奨学援護金を支給する。
(8) 就労保育援護金	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育費用を援護する目的で就労保育援護金を支給する。
(9) 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給する。
(10) 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給する。
(11) 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給する。
(12) 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援護金を支給する。
(13) 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別援護金を支給する。
(14) 傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で年金として傷病特別給付金を支給する（原則として年金額の20/100）。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
(15) 障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で障害特別給付金を支給する（原則として年金、一時金の20/100）。
(16) 遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で遺族特別給付金を支給する（原則として年金、一時金の20/100）。
(17) 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金の受給権者に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し一時金として、障害差額特別給付金を支給する。
(18) 長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。）が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給する。

なお、補償及び福祉事業の請求・申請に係る具体的手続等については、当支部発行の「公務災害・通勤災害 補償のしおり」を参照してください。

第7 補償請求権の時効

補償を受ける権利は、退職した場合にも影響を受けませんが、請求事由が生じた日から2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）補償請求を行わないと時効によって消滅します。

なお、時効は、補償を受ける権利が発生した日の翌日から起算することとされています。

第8 不服審査制度

1 不服申立について

基金支部は、被災職員又は遺族の請求に基づいて公務災害、通勤災害の認定や各種補償の決定等を行います。これらの処分に対して不服がある場合には、被災職員又はその遺族は、「地方公務員災害補償基金京都府支部審査会」に対し審査請求をすることができます。

また、支部審査会の裁決に不服がある場合は、さらに、基金本部に設置されている「地方公務員災害補償基金審査会」に対して再審査請求をすることができます。

2 審査請求の対象となる処分

不服申立の対象となる処分は、基金が行う補償に関する決定であって具体的には次のようなものがあります。

- (1) 公務上外の認定
- (2) 通勤災害該当、非該当の認定
- (3) 各種補償の支給、不支給の決定
- (4) 補償の受給権者の決定

3 審査請求の方法

審査請求については、行政不服審査法の規定が適用され、この規定により審査請求制度は運営されます。

したがって、支部審査会への審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、また、支部審査会の裁決に対して更に本部審査会に再審査請求を行うときは、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、それぞれ書面を提出しなければなりません。

なお、審査請求に当たっては、定められた様式はありませんが、次の事項を記載することが必要とされています。

- (1) 審査請求人の氏名、年齢、住所
- (2) 審査請求に係る処分
- (3) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及び事由

- (5) 処分庁の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日
- (7) 代理人によって審査請求するときは、代理人の氏名、住所

4 審査機関

支部審査会及び本部審査会は、処分庁である支部や本部から独立した第三者機関であり、処分庁の行った補償に関する決定の適格性を審理し、補償に関する処分の公正かつ妥当性を保障するための機関です。

京都府支部審査会は、学識経験を有する3名の委員によって組織されています。

審査会の事務局は次のところに置かれています。

地方公務員災害補償基金京都府支部審査会

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府職員総務課内

電話 (075) 414-4115 (直通)

地方公務員災害補償基金審査会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-16-1

平河町森タワー8階 地方公務員災害補償基金審査課内

電話 (03) 5210-1345 (直通)

5 訴えの提起

審査請求、再審査請求に対する裁決の結果についてなお不服がある者は、行政事件訴訟法の定めるところにより、訴訟による救済を求めることができます。

なお、訴えの提起は、原則として審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければすることができないこととされています。

第9 公務災害補償制度における任命権者（所属長）の役割

基金は、本来、任命権者が行うべき補償の実施をこれに代わって行うものとされていることから明らかなように、補償の実施に当たっては、任命権者（所属長）の協力がどうしても必要です。法令等は、次のような規定を置き、補償手続の各過程で任命権者の積極的な関与を求めています。これ以外にも任命権者は、被災職員の状況等を常に把握し、適正な補償が受けられるよう職員を指導・援助することが必要です。

○公務災害、通勤災害の認定に関して任命権者の意見を付すること。

（法第45条第2項）

○請求書の記載事項について所属長の証明を受けること。

（地方公務員災害補償基金業務規程第7条第2項）

○各種の請求書について任命権者を經由すること。

（規則第30条第1項、第2項）

○被災職員が補償請求その他の手続を行うに当たり、任命権者は指導・援助すること。（規則第49条第1項）

また、行政手続法の規定に基づき任命権者として次のことに留意する必要があります。

○審査基準の公表（公務災害・通勤災害の認定基準や補償に関する取扱通知等を閲覧に供するか求めに応じて提示すること。）

○標準処理期間の設定を踏まえた迅速な処理

標準処理期間は次のとおりです。

標準処理期間一覧

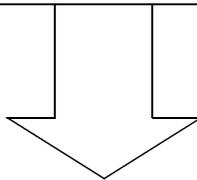
(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
休業補償	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定	/	/	1
障害補償	支給（不支給）決定	/	/	4
介護補償	当初の支給（不支給）決定	/	/	4
	2回目以降の支給（不支給）決定	/	/	1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

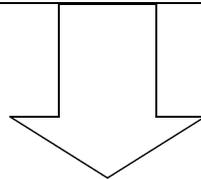
- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。

第10 災害発生から補償実施までの事務の流れ

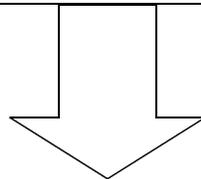
1 災害が発生したときは、被災職員又はその遺族は、京都府支部長に対し、任命権者を經由して当該災害が公務災害又は通勤災害であることの認定を求める請求を行い、これとあわせて、又はその後に各種補償の請求を行う。



2 任命権者は、提出されたこれら請求書の記載内容を点検し、所要の証明等を行うとともに、認定請求については、当該災害の認定に関して意見を付し、支部長に送付する。

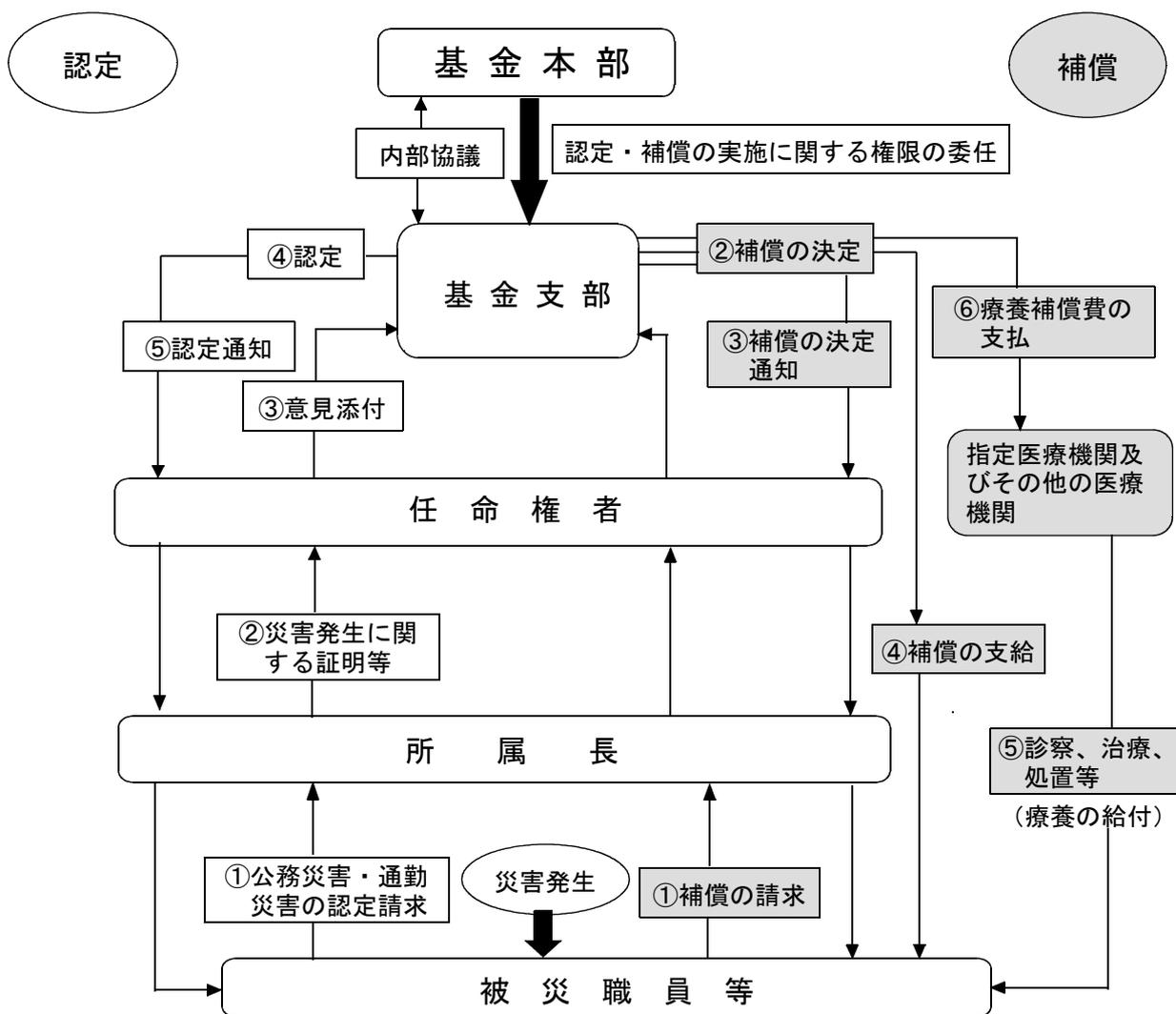


3 支部長は、上記認定請求について内容を審査の上、当該災害が公務又は通勤により生じたものかどうかを認定し、その結果を請求者及び任命権者に通知する。



4 公務災害又は通勤災害と認定された災害に係る各種補償の請求に対しては、法の定めるところに従い現物給付又は金銭給付の形で補償を行う。

以上の事務フローを図示すると次のとおりです。



この手引では、実務上特に問題となる公務災害、通勤災害の認定手続について説明しています。

各種の補償については「公務災害・通勤災害 補償のしおり」を参照してください。